

仕様書番号

EYAB-C000

吉井給油所電源改修工事

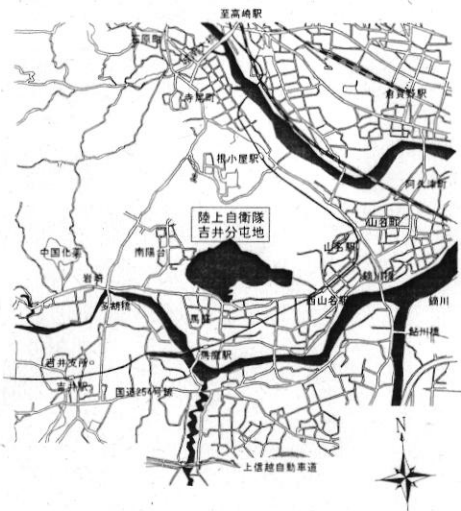
件名	吉井給油所電源改修工事						
種別	表紙				図面番号	1 / 4	
支処長	総務科長	管理班長	営繕班長	工事企画	管財係	電気係長	作成者
吉井分屯地総務科				作成年月日		令和6年3月29日	
				変更年月日			

仕 様 書

- 1 件 名 吉井給油所電源改修工事
- 2 場 所 群馬県高崎市吉井町馬庭2529番地 陸上自衛隊吉井分屯地
- 3 適用範囲 本仕様書は、吉井給油所電源改修工事について必要な事項を定める。
- 4 概 要
 - (1) 低圧電線路新設 1式
 - (2) 分電盤更新 1式
- 5 一般事項
 - (1) 本工事は、仕様書・図面によるほか「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」その他関係法令に基づき実施すること。
 - (2) 本仕様書・設計図書に明記されていない事項といえども、技術上当然必要とする事項については契約業者の責任において実施すること。
 - (3) 工事施工に際し、現場の収まり・取り合わせの為に位置または工法を変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更は、監督官の指示に従い施工するものとする。
 - (4) 分屯地内における行動は、官側の指示による。
 - (5) 工事期間中は、危険防止・安全管理に留意すること。
 - (6) 検査合格後、施工上の欠陥によるものと思われる不具合の発生については、契約業者は一年間その責を負うものとする。
 - (7) 本工事に関する提出書類・申請等は、全て官側の示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出するものとする。
 - (8) 本工事によって生じた破損・汚染箇所は完全に修復すること。
 - (9) 写真は、着工前・作業中・完了後及び必要箇所等を撮影し監督官に提出すること。
 - (10) 本工事により発生した産業廃棄物は、「建設工事に係わる資源の再資源化等に関する法律施行規則」及び同施行令に基づき、再生業者への運搬、処分を実施し、その証明書を監督官へ提出すること。また、再利用することが妥当でないと判断された場合には、場外搬出最終処分を実施し、納期までにマニフェストの写しを監督官に提出すること。なお、金属類については監督官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出する。
 - (11) 本工事を実施するにあたり疑義が生じた場合は、その都度契約担当官や監督官と協議し、疑義の解決を得た後、その指示に従うものとする。
- 6 検査事項 仕様書に基づき検査をおこなう。
- 7 特記事項
 - (1) 本工事に必要な資格者の免状の複製（コピー）を1部提出すること。
 - (2) 更新機器については、監督官の承認を受けてから工事を実施すること。

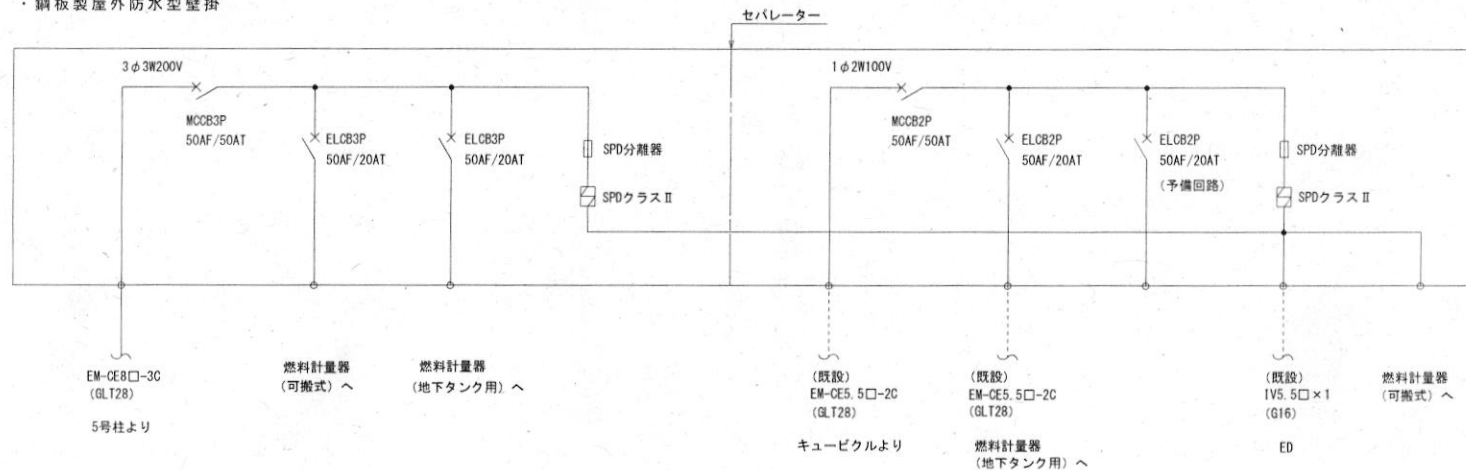
件 名	吉井給油所電源改修工事		
種 別	仕様書	図面番号	2 / 4

案内図 NTS

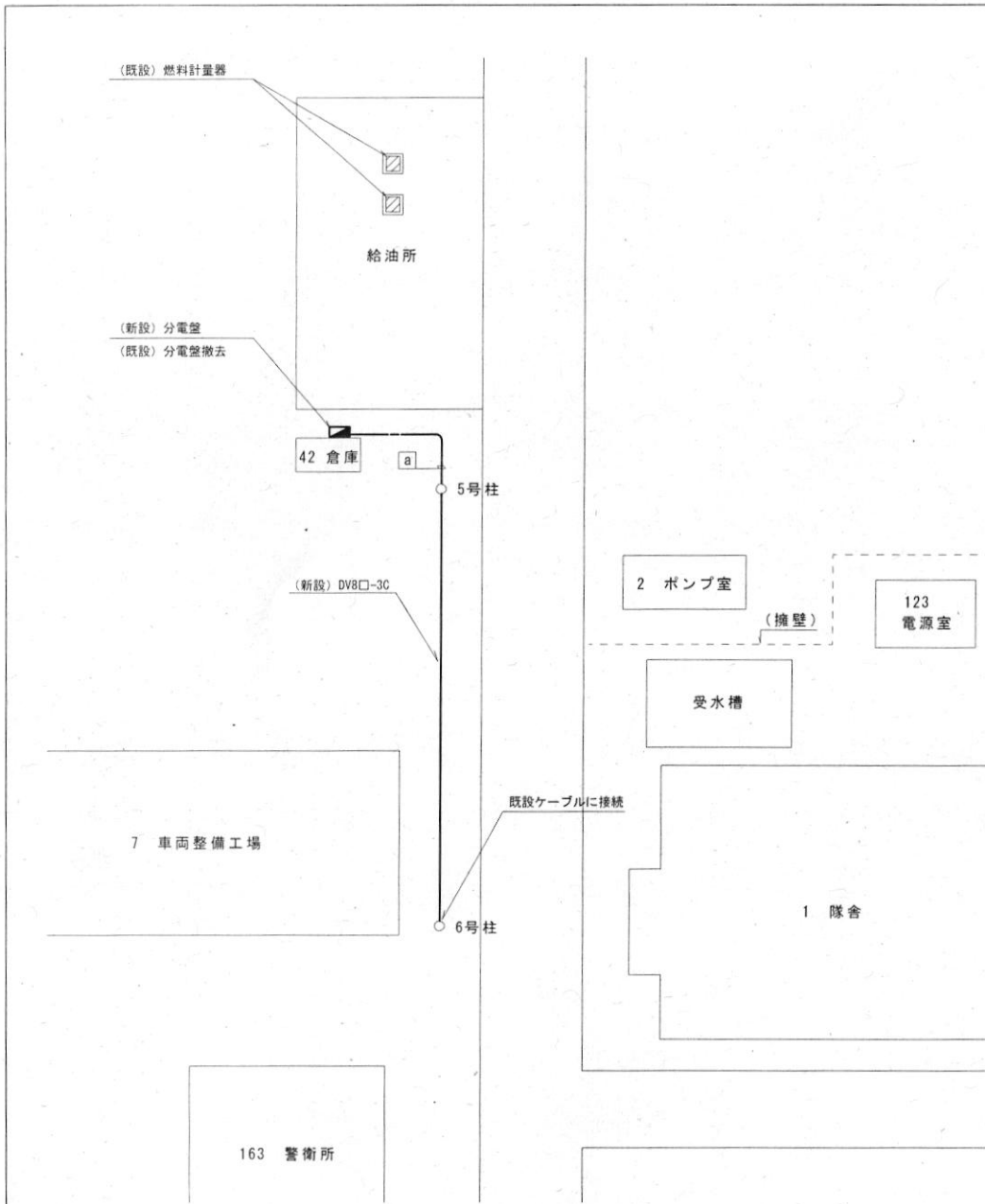


(新設) 分電盤結線図 NTS

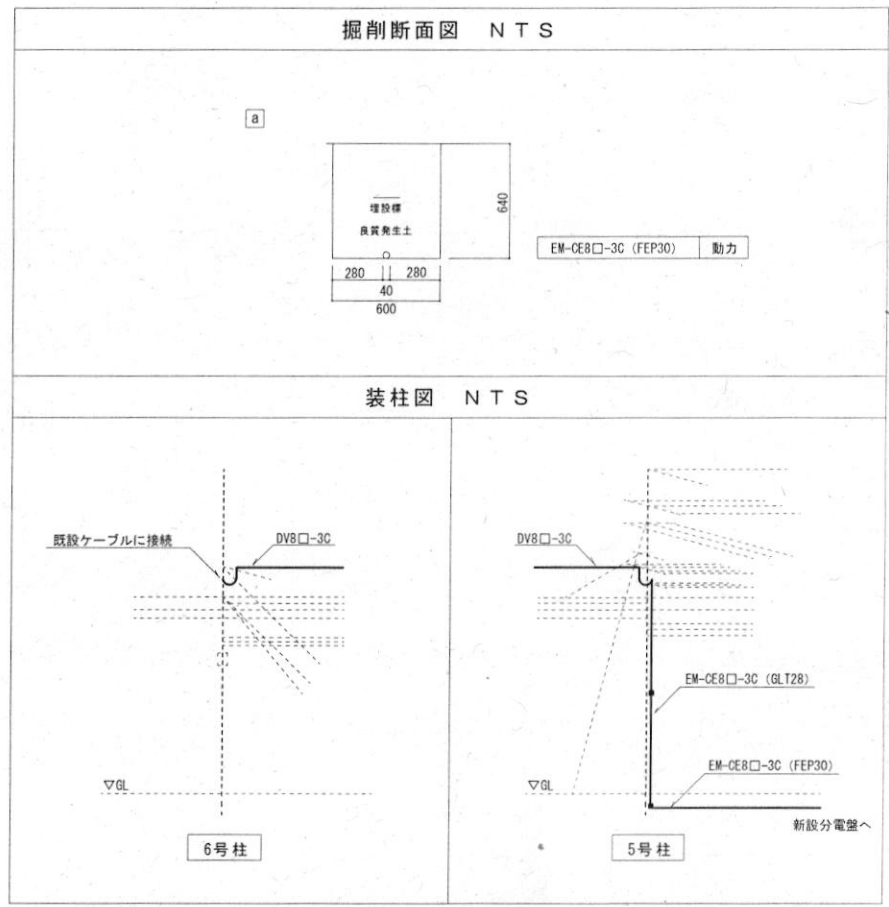
・鋼板製屋外防水型壁掛



件名	吉井給油所電源改修工事		
種別	案内図・分電盤結線図	図面番号	3 / 4



構内配電線路図 1 : 3 0 0



件名	吉井給油所電源改修工事		
種別	構内配電線路図・掘削断面図・装柱図	図面番号	4 / 4